

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目次
◇条例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

三十八年 東 浜 鳥取市浜坂 簡易耐火 三、七二〇円

を

| | | | | |
|------|-----|-------|------|--------|
| 三十八年 | 東 浜 | 鳥取市浜坂 | 簡易耐火 | 三、七二〇円 |
| 三十九年 | 東 浜 | 鳥取市浜坂 | 簡易耐火 | 四、〇四〇円 |
| 三十九年 | 東 浜 | 鳥取市浜坂 | 簡易耐火 | 四、二五〇円 |

に改め、同表の第二種県営住宅の

表中

三十八年 八 幡 倉吉市余戸谷町 簡易耐火 二、七九〇円

を

三十八年
三十九年

| | | | |
|-----|---------|------|--------|
| 八 幡 | 倉吉市余戸谷町 | 簡易耐火 | 二、七九〇円 |
| 東 浜 | 鳥取市浜坂 | 簡易耐火 | 三、一六〇円 |

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二五〇円(送料共)